

いなべ市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（素案）に対する意見

意見	回答
<p>P43～44</p> <p>「いなべ暮らしの保健室」については、その存在意義に比べて、市内4か所にあることや、どのような場所なのかといった周知がまだまだ足りていないように思い、もったいなく思う。周知の徹底も必要ではあるが、「暮らしの保健室」側においてもアウトリーチを意識した活動が必要なのではないか。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>世代を問わずに気軽に立ち寄れる「いなべ暮らしの保健室」の設置により、相談のハードルを下げ、必要な人を必要な支援に早期に繋げることができる相談体制の整備を目指しています。効果的な事業実施のためには市民周知が重要と考えますので、周知の取組を充実させていきます。また、「暮らしの保健室」へ来所出来ない方々についても早期に相談に繋げることができるよう、現在実施している「出張保健室」を含め、アウトリーチによる活動を進めていきます。</p>
<p>P64</p> <p>「金銭面、身体的に不自由などの理由で窓口に来所することができない方などについては、ケース担当をしている事業所職員などが身分を証明することで予約対応を行っています。」との記載がありました。いなべ市社協の弁護士相談や司法書士相談は日程が限られているため迅速さに欠ける場合があります。法テラスにおける特定援助対象者（高齢・障がい等で認知機能が十分でない方）に対する出張法律相談事業の資料を提供しますので、こちらも併せてご活用ください。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>法テラスにおける出張法律相談事業の活用について本計画に追記（基本目標3-④）し、いなべ市社協の弁護士相談や司法書士相談だけでなく、法テラス出張法律相談事業も活用し、適切に法律相談に繋がられるよう進めていきます。</p>